

令和5年4月27日（木）

(1) 宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

令和5年4月26日（水）に開催された第53回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議、第50回宮城県危機管理対策本部会議資料により、5類移行に伴う県の対応、5類移行後の保健医療の体制等の内容を事務局より報告し、共有したものの。

(2) 感染症法上の位置付け変更に伴う町の対応案について

令和5年5月8日以降の町の対応案は、国（政府）、及び宮城県の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した方針を踏まえ、次のとおりとするについて協議し、決定した。

①町対策本部の廃止

大和町新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止する。

なお、今後、国（政府）、宮城県において、感染症法上の対応を講じることとなった場合には、町においてもすみやかに必要な対応を図る。

②町対策本部通知の廃止

大和町新型コロナウイルス感染症対策本部通知「町主催イベント・会議等の考え方について」は、廃止する。

イベント、会議開催時は、主催者が国からの情報提供を参考にしながら、感染の動向、人数の規模、場所の大きさ、対象者（高齢者や重症化リスクの高い方の参加が多いなど）等の状況を考慮し、感染対策実施の要否を判断する。

③感染情報公表終了

職員の感染判明時の公表は、5月7日をもって終了する。

④町施設等での感染予防対策の実施

1) 平時における対応

感染予防対策	具体的な対応
手洗い等手指衛生の励行	来庁者等に対する手指消毒の推奨及び職員のこまめな手洗いの励行
換気の確保	施設内において可能な限り常時、困難な場合はこまめな換気を行う
清掃や消毒	日常の清掃により清潔な空間を保つ（清掃以外の特別な消毒作業は行わない）
仕切りの設置	受付カウンター等への間仕切りの設置（職員事務机上に間仕切りは設置しない）
日常の健康観察	職員出勤時の発熱や咳等の症状の有無の確認（来庁者等の検温や、健康観察表の提出は必須としない）

※1 平時であっても、時期や場面に応じて上記に加えて必要な感染予防対策を実施する場合があること。

※2 職員のマスクの着用は、個人の主体的な選択を基本とするが、マスク着用が推奨されている場面においては、状況に応じて判断する。

①医療機関を訪問する時

②高齢者等の重症化リスクの高い住民との接触がある時

③通勤、出張等により混雑した電車、バス等に乗車する時

※3 職員が外出する時はマスクを携帯し、必要に応じてマスクの着用ができるようしておく。（マスク着用が呼び掛けられている場面では、できるだけ着用に応じる。）

2)感染者が増加した場合の対応

感染が急拡大している場合、職員の感染者が増加した場合には、場面に応じて、身体的距離を確保したり、会話を控える等の対策を講じる。

(3) 町民への周知について

町民等に対する周知方法について次のとおり決定した。

①5月8日以降における国、県、町の対応、考え方の変更点を周知するため、町民向けに説明チラシを作成し、全戸に配布。

②ホームページ上においても①の内容等を掲載して周知。